

ODMIYA STREET TERRACE

おおみやストリートテラス
ストリートランチ
出店要項
[大樹生命ビル前道路予定区域]

主催 | アーバンデザインセンター大宮 [UDCO]
(おおみやストリートテラス実行委員会 コーディネーター)

協力 | さいたま市

実施概要

●はじめに

エリアの価値の向上に向け、街路・沿道を一体利活用し、沿道に経済効果・賑わいを創出することを目的とした社会実験「おおみやastreetテラス」を、2017年より毎年1回開催しています。

2020年2月より、おおみやastreetテラスをお昼限定で日常的に開催し、大宮のさわやかなランチ風景を創っていく

「astreetランチ」を開始しました。

そこで、astreetランチにご出店頂けるい業者を募集しております。出店をご希望される方は、この要項をご精読いただき、内容をご了承のうえ、お申込みをお願い致します。

なお、出店につきましては、主催者の指示に従い、適切かつ安全な運営にご協力ください。

●コンセプト / 社会実験開催の狙い

おおみやastreetテラスは、低未利用地を利活用した「astreet・インキュベーション」による大宮らしい都市街路文化の創出を目指し、下記3つを目的としています。

- ①astreetデザインによる新たな活動の創出
- ②astreetデザインによる経済効果の創出
- ③astreetデザインを実現する沿道経営の体制創出

●実施日時

毎日 11:00-18:00

※出店曜日は要相談

●実施内容

氷川緑道西通線北区間(中央通り-旧16号間)の低未利用地や空地を活用して、店舗・休憩等の機能を持つ場を仮設的に創出し、そこでランチの販売を行う。

●会場・出店場所

逸見ビル1階オープンスペース

埼玉県さいたま市大宮区大門町3丁目88

※詳細はP.3「会場/出店場所について」参照

●ターゲット客層

地元住民、周辺オフィスワーカーなど

●募集する出店者

【キッチンカー】1-2台/日

- ・社会実験の開催目的やコンセプトに賛同する方
 - ・これまでおおみやastreetテラスに参画したことがある方
 - ・未参画の場合、今後astreetテラスに何らか参画することをお約束いただける方
- ※astreetランチは今後大宮での出店をしたい方や新規業態の実験をしたい方など、チャレンジしたい方を特に応援しています。

●販売可能な食品

- ・「自動車による営業許可」により販売可能な食品

●貸出什器

- ・A看板
- ・消火器

※出店者は什器を準備する必要はありません。

●電源

会場に電源はありませんので出店者が発電機を準備してください。

●出店料

売上の10%

※トライアル期間のみ。詳細はお問合せください。

※荒天や出店者都合等により中止となった場合、その理由に関わらず、出店者は出店料(手續料金)として主催者に2,000円を支払う。

●雨天対応

雨天決行

※荒天が予想される場合は主催者と出店者で協議のうえ当日10時までに開催判断を行う

●開催主体

主催 | アーバンデザインセンター大宮 [UDCO]

(おおみやastreetテラス実行委員会 コーディネーター)

協力 | さいたま市

●問合せ先

アーバンデザインセンター大宮 [UDCO]

Email : niitsu@udco.jp

Tel : 048-782-9679

担当 : 新津

実施イメージ



※実際の会場の場所とは異なりますのであくまでイメージです

会場について

●会場

逸見ビル1階オープンスペース（氷川緑道西通線沿道）
〒330-0846 埼玉県さいたま市大宮区大門町3丁目88



敷地図

平面イメージ ※配置等変更の可能性があります

出店応募について

●応募方法

下記リンク、もしくは、下記 QR コードより、申込フォームにご記入ください。

[ストリートランチ申込フォーム](#)



事務局より出店可否のご連絡を致します。出店となった場合、必要書類を送付致しますのでご記入の上提出をお願い致します。

●応募資格

これまでおみややストリートテラスに参画したことがある方、もしくは、初出店の場合は今後ストリートテラスに何らかの形で参画していただくことを条件とします。

また、販売物は「自動車による営業許可」により販売可能な食品のみが対象となります。

上記を満たしていればどなたでもご応募頂けますが、出店希望申請書を提出後、お申し込み頂いた順番や出店内容を考慮した上で社会実験の趣旨に合うか事務局にて選考がございます。選定の結果、出店をお断りさせていただく場合もございますので、予めご了承ください。

ストリートランチは今後大宮での出店をしたい方や新規業態の実験をしたい方など、チャレンジしたい方を特に応援しています。

●募集期間

随時募集しております。

出店者規約

- 出店に際し、出店にかかる取り決め書をご提出いただきます。取り決め書の内容を熟読ください。
- 社会実験の円滑な運営にご協力いただきます。運営の妨げになる場合、また取り決め書に記載された事項を守らない場合は出店の取り消しや次回からの出店をお断りする場合があります。
- 暴力団若しくは暴力団と関係のある方は、出店をお断りします。
- 出店にあたり、搬入出・開催中を通して、常駐頂ける区画責任者をご選任ください。
- 全ての設置物及び営業行為は、決められた出店区画内でお願います。その他の会場通路及び出店区画以外での展示・販売・PR活動は禁止いたします。
- 出店者が販売した商品に対する責任は出店者に帰属します。
- 出店者が会場設備、人身等への損害、また、機材・床の汚れ等を与えた場合は、その補償は出店者にして頂きます。
※出店中、来場者に怪我を与えた場合や、食中毒が発生した場合等も、主催者は賠償の責任を一切負いません。
- 以下の物品については出店を禁止致します。
コピー商品（模造品）、薬物（麻薬類、違法商品）、医薬品、医薬部外品、ポルノ商品、契約商品（不動産、金融関連など）無形財産
- 政治、宗教の勧誘活動、募金・寄付活動、騒音・悪臭・通行の妨げになるような行為は禁止致します。
- 本社会実験の正常な運営に支障を生じる恐れがあると認められたものについては、その品目の出店を制限、または禁止する場合があります。

出店について

●出店ブース

1 ブース：約 2m × 2m

●ブース備品

A 看板・消火器を貸出します。A 看板は専用のマジックで店名・メニューをご自由にお書きください。A 看板以外の広告や装飾の類はご遠慮ください。

●電源

会場に電源はありませんので出店者が発電機を準備してください。

●火気の使用

火事や事故が起こらないよう十分に配慮した上で使用してください。

●給排水

会場に給排水のご用意はありません。

●調理

「自動車による営業許可」に定められた調理を行ってください。

●販売

原則として、販売は出店者自らで販売をしてください。適正価格での販売をお願いします。

●バックヤード

基本的にございませぬ。各ブース内で対応ください。

●設営・撤収時間

搬入・設営は 10 時～ 11 時の間に行い、撤収・搬出は 19 時までに行ってください。設営・撤収は基本出店者が行うようにしてください。

●清掃・ゴミ処理

出店の際に出たゴミは必ずご自身でお持ち帰りください。

●トイレ

会場にトイレの用意はありません。公衆トイレをご使用ください。

●喫煙

会場内は条例により路上喫煙禁止区域となっております。喫煙は指定の場所をお願いします。

●金銭管理

金銭の管理には十分にご注意願います。主催者は一切の責任を負いません。

●雨天判断

基本的には雨天決行とし、荒天が予想される場合は主催者と出店者で協議のうえ当日 10 時までに開催判断を行うこととします。

●中止となった場合

荒天や出店者都合等により中止となった場合、その理由に関わらず、出店者は出店料（手続料金）として主催者に 2,000 円を支払うこととします。出店者都合により出店できない場合は、当日 10 時までに主催者に連絡を行うようにしてください。

●来場者が通路に溢れた場合や、物販時の待機列などが周辺の通行の妨げになる場合は、ただちに安全及び導線確保を行ってください。

●出店に関わる作業等は必ず出店ブース内にて行い、通行の妨げにならないようにしてください。

●映像・音響機材の利用を希望される方は事務局にご相談ください。区画内でのワイヤレスマイクの使用、鐘・太鼓などの楽器類の持ち込みはご遠慮願います。

●その他
今後の社会実験の質の向上に向け、売上報告等のアンケートに回答をお願いしております。ご協力をお願い致します。

食品衛生法上の諸注意について

以下をご確認頂き、禁止事項のないよう実施してください。

●商品に合わせた適正な温度管理、販売

加工品について、各商品の表示に記載された保存方法、温度を厳守し、販売してください。要冷蔵、要冷凍の場合は、必ず冷蔵庫や冷凍庫に保管してください。冷蔵庫などが使用できない場合は、氷などを入れたクーラーボックス等を活用してください。

※屋外での販売になるので、場合によっては販売をお断りさせて頂く商品があります。

●衛生管理について

食品の保存方法をよく確認し、適切な温度で販売、保管をしてください。試飲、試食を行う場合は、適切な容量で行い、必ず使い捨て容器を使用してください。食品を扱う前や、用後は手先の洗浄、消毒を十分に行ってください。食品の表示について、適正に記載されていることを確認してお取り扱いください。

●アレルギー原因物質を含む食品の表示について

容器包装された加工食品でアレルギー物質を含む物については、アレルギー物質の表示を義務、または表示を奨励となっておりますのでご注意ください。

①省令で表示義務化（7品目）

卵、乳、小麦、落花生、えび、そば、かに

②表示を推奨（20品目）

あわび、いか、いくら、さけ、さば、オレンジ、キウイフルーツ、バナナ、もも、りんご、牛肉、豚肉、鶏肉、くるみ、大豆、カシューナッツ、まつたけ、やまいも、ゼラチン、ごま

●食品表示について

容器包装に入れられた食品は原則として、表示が必要となります。表示の相談については、製造所、加工所を管轄する保健所にご相談ください。

●食品の表示例について

加工食品の販売先、責任者、住所、電話番号、原材料の表記についてご確認をお願いします。
※下記表示例を参考にお願い致します。

名称	漬物（醤油漬）
原材料	キャベツ・醤油・塩・保存料（Naピルビン酸）・着色料（黄色4・青1）・調味料（アミノ酸）
内容量	250g
保存方法	要冷蔵
賞味期限	平成29年〇月〇日
製造者	〇〇食品株式会社 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地

取り扱う食品について

●販売可能な食品は、下記の食料品の販売業・行商の許可が不要となる食品を基本とします。

そうざい・弁当類を販売する場合は、さいたま市保健所の「行商許可」を取得することで販売可能です。その場合は写しを提出してください。

許可対象食品	許可不要になった食品	例示
そうざい	容器包装詰加圧加熱殺菌食品（レトルトパウチ食品）、缶詰食品及び瓶詰食品	レトルトカレー、サバの缶詰
弁当類		レトルトおかゆ、レトルト雑炊
魚介類加工品	容器包装に入れられたもので、冷凍、冷蔵又は温蔵して販売する必要がないもの	珍味（あたりめ）
食肉製品		乾燥食肉製品（ビーフジャーキー）
豆腐及びその加工品		豆腐加工品（高野豆腐）
菓子		のど飴、ポテトチップ
パン		食パン、菓子パン
めん類		即席めん
アイスクリーム類	全て許可不要	

●原則として、あらかじめ容器包装に入れられたものを提供してください。また、適正な表示がなされているか確認し、表示されている期限を守って取り扱ってください。特に保存方法については、表示されている温度での保存を徹底してください。

●食品や食材は、新鮮なものを仕入れ、適切な表示がされているか確認してください。

●食器（皿、コップ、箸など）は、なるべく使い捨てのものを使用してください。反復使用が可能な食品を使う場合は、事務局にご相談ください。

●食品衛生法、及び、埼玉県、さいたま市保健所での取り決め事項を遵守するようにしてください。

2020年6月1日版

※本出店要項は適時改訂されますので、事務局の指示に従ってください。その他記載事項のないものに関しては、事務局の指示に従ってください。